

令和5年
10月から

インボイス制度がスタート

早めの対応を！でもどんな準備をすればいいの？

インボイスって何？

簡単に説明すると、インボイス(正式名称は適格請求書)とは、「国が認めた請求書」のことです。制度開始後、インボイス(請求書)の有無により、会社間で消費税を押し付け合うことになります。

大前提として、個人で働いている小規模事業者のほとんどが大きな影響を受けます

あなたは免税事業者？課税事業者？

免税事業者

消費税の
納税が免除
されている。

2年前の売上が
1000万円
以下

フリーランスに
なったばかりの人など



課税事業者

消費税を
納める
義務がある。

2年前の売上が
1000万円
以上



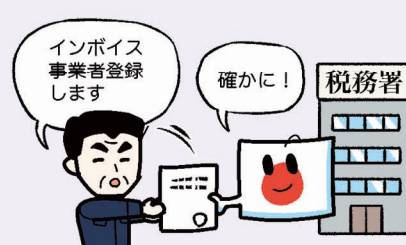
まず何から手をつければいいの？

免税事業者



インボイスを発行できないので、課税事業者になりインボイスに登録するか、免税事業者を継続するか事前検討する。

課税事業者



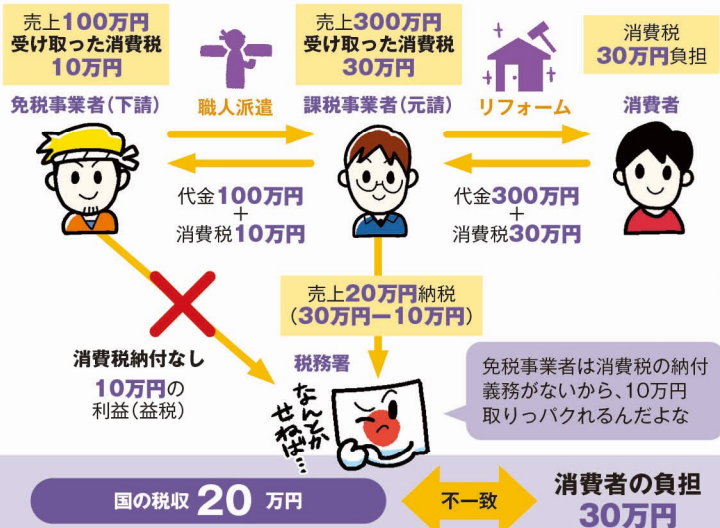
令和5年3月31日までに税務署でインボイス事業者登録する(事情がある場合は令和5年9月30日まで)

インボイス制度が始まって何が変わるの？

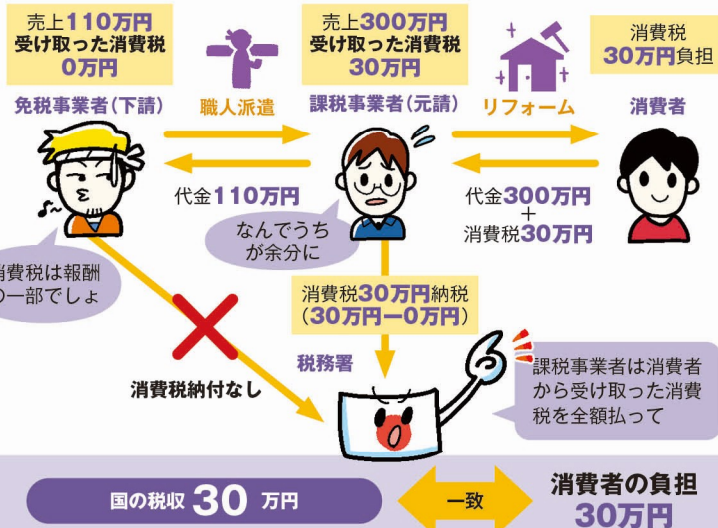
納付義務のない免税事業者の消費税分を課税事業者が負担することになる。

330万円でリフォームを依頼した場合

インボイス開始前



インボイス開始後(令和5年10月1日から)



インボイス制度開始後に、元請は下請に消費税分の値下げ要求をすればいいじゃん

一方的に値下げ要求をすると法律に違反(優越的地位の濫用)する可能性がある。簡単な話じゃない

課税の言い分



消費税分の値下げを受け入れるか、課税事業者に登録してほしい



双方が納得する取引価格にしなければならない

免税の言い分



消費税込みの報酬という認識
そもそも単価+消費税で請求していない

売上1000万円以下の免税事業者は、次の2択を迫られます。



影響の大きい事業者は？

	課税	免税
個人にモノを売る	影響あり	ややあり
企業にモノを売る	あり	大いにあり

取引相手が本当にインボイスを求めているのかを事前にチェック！



まずはインボイス事業者登録申請をしましょう



早めに準備を始めましょう

課税の道

簡易課税制度を利用して節税しよう

インボイスに登録する

簡単に説明すると消費税の負担を減らすことができる(売上に対する仕入の割合がみなし率を超える場合は損をするので注意)

条件と注意点: ①売上5,000万円以下 ②税務署で手続きが必要 ③2年縛りあり ④事前申請で途中から変更不可

建設業でシミュレーション

売上330万円

税30万円

仕入110万円

税10万円

だった場合

通常(仕入にかかった消費税をもとに計算)

預かった消費税額
30万円

仕入先に支払った消費税額
10万円

= 納める消費税
20万円

簡易課税(預かった消費税とみなし仕入率をもとに計算)

預かった消費税額
30万円

預かった消費税額
30万円

みなし仕入率
70%

= 納める消費税
9万円

通常20万円のところ、簡易課税で計算すると9万円で、納める消費税が11万円も少なくなり、簡易課税が有利になる。

第?種	みなし仕入率	該当する事業
1	90%	卸売業
2	80%	小売業
3	70%	建設業、製造業等
4	60%	その他
5	50%	サービス業等

※みなし仕入率は業種によって異なる

免税の道

経過措置期間中にどうするか決めよう

インボイスに登録しない

すぐに課税事業者が仕入税額控除できなくなるわけではない。インボイス制度実施後6年間は一部を控除可能。

課税事業者が免税事業者へ支払った消費税のうち控除可能な割合と経過措置期間

現在

令和5年(2023)年10月

令和8年(2026)年10月

令和11(2029)年10月

免税事業者からの仕入につき

全額控除可能

免税事業者からの仕入につき

80%控除可能

インボイス制度実施

免税事業者からの仕入につき

50%控除可能

控除不可

10万円のうち
まだ8万円も
控除できます
から...



請求書
代金
100万円
消費税
10万円

まあ
まだ2万円
負担が増える
くらいなら...

まだ5万円は
控除できる
ので!



この間に対応を検討しましょう